# 空き家バンク利活用促進補助の申請手続きの流れ

※ ▭は申請者が、▭は町が行う手続きになります。

**事前相談**

**所有する空き家が三川町空き家バンクに登録済の方**
⇒交付申請へ進んでください。

**所有する空き家が三川町空き家バンクに未登録の方**
⇒空き家バンクへ登録可能か職員が現地確認等を行いますので、事前にご相談ください。登録が認められた場合、交付申請が可能です。

↓

**交付申請**

**申請書へ添付していただくもの**

- ○ 三川町空き家バンク制度利活用促進補助金交付申請書（様式第１号）
- ○ **事業計画書（様式第２号）**
- ○ **見積書の写し若しくは処分費用の内訳が分かる資料**
  （処分費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、処分を行った事業者等の押印があるもの。）
- ○ **処分着手前の写真**
  （処分前と処分後を比較するために必要です。）
- ○ **市区町村が発行する納税証明書**
  （地方税法に規定されている税の納税証明書で、交付申請日前３箇月以内に発行されたもの）
- ○ **その他町長が必要とする書類**

※交付申請は令和９年３月10日まで行ってください。

↓

**内容審査**

↓

**交付決定**

↓

**事業着手**

**事業着手（契約）は、交付決定日以降である必要があります。**

↓

※ 事業の途中で内容に変更がある場合はご相談ください。

**実績報告**

**実績報告書へ添付していただくもの**

- ○ 処分に要した費用に係る明細が記載された請求書及び領収書の写し
- ○ 処分完了後の写真（処分前と比較できるもの）
- ○ その他町長が必要と認める書類

※実績報告は、事業完了後１か月以内又は令和９年３月31日のいずれか早い日までに行ってください。

↓

**補助金確定**

↓

**補助金請求**

**補助金請求の際に必要なもの**

○三川町空き家バンク制度利活用促進補助金請求書（様式第９号）
○振込先が分かる資料（通帳の写しなど）

↓

**補助金交付**